

K  
S  
K  
P

(平成17年11月) No.50

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650-0016 神戸市中央区橘通4丁目1-28  
辻ビル2FTEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615  
Eメール dfbbd601@kcc.zaq.ne.jp

## 障害者自立支援法成立

障害者福祉制度の再編や、原則1割の自己負担の導入などを柱とする「障害者自立支援法」が、10月31日、衆院本会議で自民、公明両党の賛成多数で可決成立し、平成18年4月から施行されることになりました。

この法律は、身体、知的、精神の各障害者施策を一元化して、一般就労への移行を支援し、障害者が自立した生活ができるこことを目指す一方、現行の支援費制度が事实上、破綻したため、サービス料の原則1割負担を利用者に求め、国の負担を裁量的経費から義務的経費に切り替え、国の財源を安定化させるというものです。

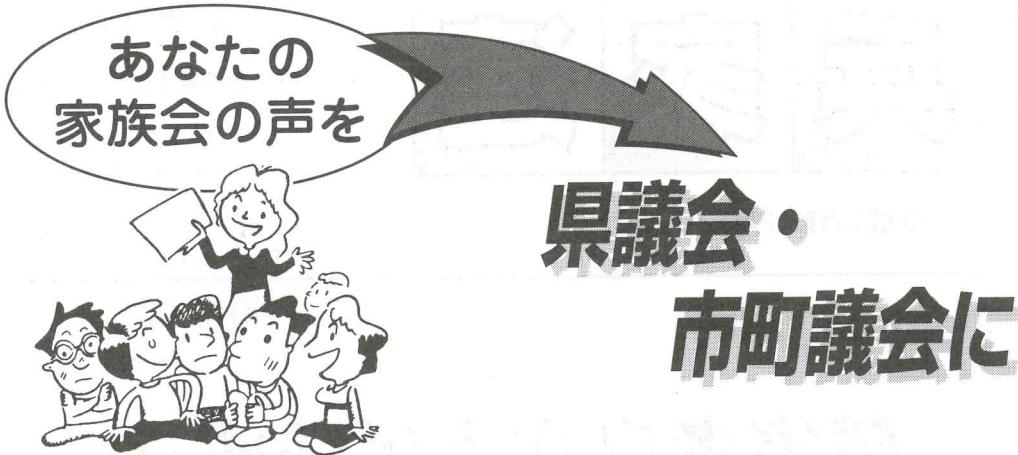
新制度では、利用者の「応益」負担になり、負担の上限はありますが、手厚いサービスが必要な重い障害の人ほど負担が重くなるほか、「所得保障」がない障害者に自己負担を求めるなど、障害者の自立が懸念される中での法案成立となりました。

### 精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての  
電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時 ☎ 078-360-3610





## 兵家連、兵庫県知事に要望書提出

兵家連は、平成17年10月に県の福祉局障害福祉課を通じて、井戸県知事に今年も兵家連の声を要望致しました。内容は次のとおりです。尚、今回は障害者自立支援法が成立したものの政省令等が具体的に発表されていないため、上記支援法に対する要望は別途行うことになりました。

## 精神障害者の福祉施策充実に関する要望書

日頃、当会の活動、運営にご理解とご支援を賜り、誠に有り難うございます。先の国会での「障害者雇用促進法」改定による精神障害者の法定雇用率への算定対象化や、現国会での「障害者自立支援法」による障害者施策の一元化、福祉サービスに対する応益負担制度の導入、通院医療費公費負担制度の廃止など様々な改革が打ち出され、国による障害者施策の大きな転換期を迎えようとしておりますが、当会といたしましては、国ならびに地方自治体の財政難により、遅れている精神障害者福祉対策がこれ以上後退せぬよう切望し、下記事項につきまして要望しますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 社会復帰施設等に関する要望

- ・地域で生活する精神障害者が安心して、暮らせるために必要な社会復帰施設等の福祉サービスの絶対量が不足しています。遅れている精神障害者福祉の充実を図るために必要な予算措置を着実に講じてください。

## 1. 当事者（家族・障害者）支援に関する要望

- ・当会は、事務所を神戸市内に設けていますが、家賃負担が重荷になって苦慮しています。三障害に格差を設けないためにも、数年来より要望続けております通り、身体・知的障害者団体が入居している県福祉センターへの入居を早急に実現させてください。

## 1. 障害者福祉サービスに関する要望

- ・障害者福祉の実施主体となる市町で、精神障害者も他の障害者と同等のサービスが受けられるよう、行政の窓口に精神障害者について熟知している専門職員を配置してください。
- ・公営住宅における単身の精神障害者の優先入居や、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）の使用を推進してください。
- ・障害者手帳を三障害統一にして、精神障害者の手帳所持者も他の障害者と同等のサービスが受けられるようにしてください。

## 1. 精神科医療に関する要望

- ・安心して入院治療が受けられるように、精神病院オンブズマン制度を創設してください。
- ・国の社会的入院（およそ7万2千人）の退院促進計画に基づき、精神障害者退院促進事業を推進し、地域での連携による退院サポート体制づくりを促進してください。

## 1. 精神障害者雇用促進に関する要望

- ・障害者雇用促進法の改正により、精神障害者も法定雇用率の算定対象となります。精神障害者の社会復帰や就労が促進されるよう、福祉関係部局と労働関係部局との充分な連携により、地域における就労支援体制を強化してください。
- ・精神障害者社会適応訓練事業の推進を強化し、予算額の確保と共に、訓練手当の上乗せなど自治体独自の取り組みを行ってください。

以上



“ちょっとだけ進んだ”

## 障害者雇用促進法<sup>(改正)</sup>

前国会（第162回通常国会）で、障害者の雇用促進法の一部を改正する法律が成立（6月29日）し、これまで身体・知的障害者だけの雇用が義務づけられていた法律が、今回精神障害者（保健福祉手帳所持者）も含む法定雇用率の算定対象（1.8%）になりました。

施行は来年4月1日。

### 「障害者雇用促進法」とは

従業員56人以上の企業は、全従業員数の1.8%（法定雇用率）以上の身体・知的障害者を雇用することを義務づけた法律。この法定雇用率に達成しない企業（従業員300人以上）は、罰則金（不足人数×5万円）を国に納付しなければならない。

### 障害者雇用促進法の改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されました。

#### ①精神障害者に対する雇用対策の強化

精神障害者（保健福祉手帳所持者）を法定雇用率（1.8%）の算定対象にする。

#### ②在宅就業障害者に対する支援

- ・自宅で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します。発注元企業に特例調整金等（障害者雇用納付金制度）を支給する。
- ・企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給する。

#### ③障害者福祉施策との有機的な連携

障害福祉施設体系の改革と相まって、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図る。

##### (イ) 地域障害者就労支援事業の創設

ハローワークが福祉施設等と連携して、就職を希望する個々の障害者に応じた支援計画に基づき、一貫して就職支援を行うモデル事業を実施。

### (ロ) ジョブコーチ助成金制度の創設

施設がノウハウを活かしてより効果的な職場適応援助を行うために、現行制度を見直し、新たにジョブコーチ助成金制度の創設。

### (ハ) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

就業面・生活面からの一体的な支援（相談、助言、職業準備訓練、職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行う障害者就業・生活支援センターを増設。H17年度90センター

### (ニ) 社会福祉法人等を活用した多様な委託訓練の実施

障害者の一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して就職の促進を図る。

## 就労についての心の準備と体調管理を

障害者自立支援法でも自立と就労が恒久の目的となっており、この雇用促進法の改正によって、これまで精神障害者が取り残されてきた長年の問題の一つが解決したと考えます。また、既に障害当事者と施設関係者は、就労の目的で日々就労訓練や就労活動に努力されている中では朗報ではないかと思います。このようなチャンスを逃さないためにも当事者と家族そして施設や作業所の3者が一体となって、就労するための心の準備と体調管理ができる事を基本とした長期就労支援プログラムの推進を図るべきと考えます。

### 精神科救急相談窓口の電話番号案内

兵庫県健康生活部では、平成15年7月1日より精神科救急の受理窓口を設け、救急相談を受け付けていますので、緊急の場合にご利用ください。

救急相談窓口の電話番号 **078-265-0600**

◆利用される場合は、氏名・住所・連絡先を対応職員に告げて下さい◆



## 障害者小規模作業所の あり方の検討会始まる

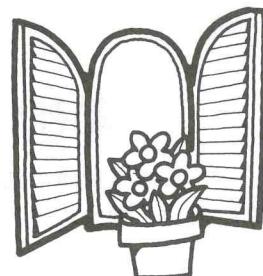
兵庫県の障害福祉課（生活支援係）は小規模作業所の実態を調査し、今後の作業所のあり方について検討を行うために、「障害者小規模作業所の支援のあり方検討委員会」を設置し、検討が開始されました。委員会組織は3障害の団体と関係団体より代表委員が選任され、第1回が8月より開始され5回程度の会合で意見を集約し、委員会報告として提言をまとめ、県への予算に反映させるものとしています。

### 1. 第1～2回の検討の一部をご紹介致します。

- ①県内小規模作業所の現状について調査
- ②県内市町および他府県における支援の現状について調査
- ③小規模作業所の支援方策について

### 2. 県への希望する提言項目

- ①効果的な運営費補助のあり方（弾力的（重点的）な補助のあり方等）
- ②作業所の活性化方策
  - (イ)指導員の資質向上策（口）作業所の経営力向上策
  - (ハ)効果的なネットワークのあり方
- ③その他
  - 障害のある人に対する効果的な「仕事」支援策
  - (イ)一般就労移行への充実策（口）福祉的就労の充実策



## 精神障害者相談員養成研修の 募集始まる

平成17年度県独自の認定制度に基づく精神障害者相談員養成の募集（10月20日締切）が県内市町の関係窓口を通じて開始されました。

相談員設置予定数は兵庫県全体で365名（内神戸市87名）

（詳細は各市町の関係窓口か、各地域の保健所へ問い合わせ下さい）

## 精神科救急医療システムの充実と強化

兵庫県では精神科救急医療システムの充実と強化を図るため、精神科救急医療システムの構築のための検討委員会を設置することになりました。県の精神科救急医療体制は平成6年に10月にスタートし、その間改善は加えられましたがまだまだ不十分な状況でした。この重要課題である精神科救急医療が10年を経過したのを受けて、更なる見直しや改善および充実を図りたいとのことです。

### 1. 現在の兵庫県下の救急体制は

- ①精神科救急相談受理窓口センター [078-265-0600]
- ②救急当番病院（神戸・阪神地区：1床確保）（播磨圏域：1床確保）
- ③救急協力病院（但馬・丹波・淡路圏域：救急依頼を受けた病院が対応）

### 2. 平成15年度と16年度の精神科救急受理状況（数字は件数）

	医療保護	任 意	緊急措置	応 急	受 診	助言指導	計
平成15年度	318	116	20	12	608	1,743	2,351
平成16年度	315	126	30	13	565	2,053	2,618

（注）受診は入院と受診のみの計

助言・指導の内訳	平成15年度	平成16年度
入院の緊急性なし	1,205	1,744
当番病院が遠い	53	57
受診、搬送手段がない	12	17
当番病院が既に満床	59	35
合併症優先のため	78	87
相談中断のため	86	36
その他（投薬希望のみも含む）	242	65
不 明	8	12
計	1,743	2,053

### 3. 今後の問題点

- ①救急患者の移送の問題
- ②救急用病床数の問題
- ③診療所と病院の連携の問題

## 兵庫県の福祉サービス 第三者評価推進委員会開催

国の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉サービスが「措置」から「利用制度」に移行し、利用者がサービスを自己選択するシステムになったことを受けて、福祉サービスの質の向上が求められるようになりました。国は社会福祉法で事業者に自己評価以外に第三者評価を取り入れるように指導していることから、県でも実施することになったものです。同委員会には「障害部会・児童部会・高齢部会・認証部会」の組織があります。

### お知らせ

#### \*兵庫県の住宅再建共済制度の加入のご案内\*

既に新聞・テレビでご承知のとおり、この度兵庫県で「住宅再建共済制度」が創設されました。未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かすべく、住宅所有者同士が助け合う精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害で被災した住宅の再建・補修を支援しあう共済制度を全国に先駆けて実施されます。

加入案内は(財)兵庫県住宅再建共済基金 [TEL: 078-362-9400]、または、お近くの郵便局で取り寄せ下さい。

◎第53回精神保健福祉全国大会 (10月12日)  
厚生労働大臣表彰

兵家連会長 西浦 三郎氏

◎全家連全国大会 (11月10日)  
理事長表彰

姫 路	室本 孝氏
加古川	柳川 薫氏

(右記の方が受賞されました)

